

高知県認定職業訓練費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）に基づき職業人として有為な労働者の養成の実施を促進し、その内容の向上を図るため、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県認定職業訓練費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業等)

第2条 県は、法第24条第1項の規定に基づく認定を受けた職業訓練（以下「認定職業訓練」という。）の運営事業並びに施設及び設備の整備事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対して補助する。

2 認定職業訓練の運営に要する経費（「以下「運営費」という。）は、認定職業訓練を行う中小企業事業主又はその団体（以下「中小企業事業主等」という。）に対して補助する。

3 認定職業訓練の施設の整備に要する経費（以下「施設費」という。）及び設備の整備に要する経費（以下「設備費」という。）は、法第24条第1項の認定を受けた中小企業事業主の団体（法第4章の規定により設立された職業訓練法人に限る。）が職業訓練共同施設及び職業訓練共同設備を設置又は整備する場合であって、次に掲げる要件を具備するときは、当該中小企業事業主の団体に対して、規則及びこの要綱に定めるところにより補助する。

(1) 施設は、集合して行う職業訓練の学科又は実技の訓練に必要な建築物であり、学科又は実技の集合訓練が的確に実施することができる構造であること。

(2) 設備は、集合して行う職業訓練の学科又は実技の訓練に必要な機械器具であり、学科又は実技の集合訓練が的確に実施することができる施設内に設置されるものであること。

(3) 施設及び設備の管理が的確に実施されるものであること。

(補助対象経費)

第3条 運営費の補助対象経費は、中小企業事業主等が行う認定職業訓練の運営費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 集合して行う学科又は実技の訓練を担当する職業訓練指導員、講師及び教務職員の謝金又は手当に要する経費
- (2) 集合して学科又は実技の訓練を行う場合に必要な建物の借り上げ及び維持に要する経費並びに機械器具等の購入等に要する経費
 - ア 建物の借り上げ、修繕等に要する経費
 - イ 測定器具、実験器具、体育訓練用機械器具等訓練に直接必要な機械器具の購入、借り上げ又は修繕等に要する経費
 - ウ 訓練のために直接必要な光熱水料等
- (3) 職業訓練指導員の研修及び訓練生の合同学習に要する経費
 - ア 職業訓練指導員を対象として行われる研修会に職業訓練指導員が参加するために要する旅費等の経費
 - イ 訓練生を対象として行われる合同学習会に訓練生が参加するために要する旅費等の経費
- (4) 集合して学科又は実技の訓練を行う場合に必要な教科書その他の教材に要する経費
 - ア 教科書の購入、作成等に要する経費
 - イ プリントその他の印刷費
 - ウ その他の教材に要する経費
 - エ 試験の材料に要する経費
 - オ 訓練に必要な消耗品費
 - カ 訓練に必要な参考図書購入費
- (5) 集合して学科又は実技の訓練を行う場合に必要な管理運営に要する経費その他知事が必要かつ相当であると認める経費
 - ア 実習場等における消火器、救急医薬品等に要する経費
 - イ 訓練修了証書、技能照査合格証書等の作成に要する経費
 - ウ 共同認定職業訓練実施団体等における構成事業主、学校教育機関及び職業安定機関との連絡通信及び会議資料作成等に要する経費
 - エ 訓練生の募集に係るパンフレットの作成費
 - オ その他知事が特に必要があると認める経費

2 施設費及び設備費の補助対象経費は、職業訓練共同施設の整備並びに

職業訓練共同設備の購入及び借りに要する経費とする。

(補助額の範囲)

第4条 運営費の補助額は、前条に定める経費の額に3分の2を乗じて得た額とする。ただし、算出した額と認定職業訓練の訓練課程に応じた運営費として知事が別途通知する訓練課程ごとの額、訓練生募集経費等知事が必要があると認める経費及び各訓練課程における訓練生一人当たりの額に訓練生数を乗じた額を合算して得た額とを比較し、いずれか低い方の額以内で予算の範囲内において補助するものとする。

2 施設費及び設備費の補助額は、職業訓練共同施設の整備、職業訓練共同設備の購入及び借りに要した経費の3分の2以内の額で、予算の範囲内において補助するものとする。

3 第1項における訓練課程の区分は、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第9条に規定するとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする中小企業事業主等は、知事が別に指定する期限内に、別記第1号様式による申請書を、施設費及び設備費に係るものについては別記第1号の2様式による施設設置整備計画書又は別記第1号の3様式による設備設置整備計画書を添えて知事に提出しなければならない。

2 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の内容を著しく変更しようとする場合は、事前に別記第2号様式による高知県認定職業訓練費補助金補助事業変更承認申請書を提出して知事の承認を受けること。ただし、次のいずれかに該当する軽微な変更は、この限りでない。
 - ア 運営費、施設費又は設備費のそれぞれの補助金額の増減を伴わない場合
 - イ 運営費、施設費又は設備費のそれぞれの補助金額の20パーセントを超えない減額となる場合
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、別記第3号様式による高知県認定職業訓練費補助金補助事業中止（廃止）承認申請書を提出して知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が、単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (4) 前号の規定により知事の承認を受けて財産を処分した場合において収入があるときは、その収入の一部を県に納付させることができること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (6) 補助事業の実施に当たっては、別表に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (7) 県税の滞納がないことの証する納税証明書又は県税の納税義務が

ないことの申立書を提出しなければならないこと。

- (8) 税外未収金債務の滞納がないことの誓約書及び県の補助事業主管課が税外未収金債務の滞納の有無について関係課に照会することに係る同意書を提出しなければならないこと。

(補助金の交付の決定の取消し)

第8条 知事は、補助事業者（間接補助事業者を含む。）が別表に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(概算払)

第9条 知事は、規則第14条ただし書の規定に基づき補助金の概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定に基づき補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第4号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

(実施状況報告)

第10条 補助事業者は、補助事業の事業年度の10月31日の実施状況を別記第5号様式による実施状況報告書により、当該年度の11月10日までに、知事に提出しなければならない。

(実績報告書)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、別記第6号様式による実績報告書を補助事業の完了の日又は当該年度の会計年度の終了した日から起算して10日を経過した日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、第5条第2項ただし書の規定により交付の申請をした場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 補助事業者は、補助事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告

により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が零円の場合を含む。）には様式第7号による仕入控除税額報告書を速やかに遅くとも補助事業完了の属する翌々年度6月15日までに知事に報告しなければならない。この場合において、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による報告があった場合には、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

（書類の備付け）

第13条 補助事業者は、補助事業に係る収支に関する帳簿、証拠書類その他補助事業の実施の経過を明らかにするための書類を補助事業の完了後5年間保管しなければならない。

（グリーン購入）

第14条 補助事業者は、補助事業の実施に当たり物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報の開示）

第15条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成11年1月5日から施行する。

（要綱の廃止）

- 2 認定職業訓練費補助金（運営費）交付要綱（平成5年4月1日）及び

認定職業訓練費補助金（施設及び設備費）交付要綱（平成9年4月1日）
は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月12日から施行する。

別表（第6条—第8条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。